

◎新潟県告示第526号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があった。

令和8年6月19日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団 大溪外科医院	三条市一ノ門2丁目2-35	令和8年4月30日
奥田皮膚科クリニック	三条市鶴田2丁目1番15号	令和8年5月15日
アリア調剤薬局	三条市東三条2丁目3番4号	令和8年4月30日
樋口内科医院扇町	柏崎市扇町2番3号	令和8年4月30日
ユリノキ調剤薬局	加茂市幸町1丁目16番26号	令和8年4月15日
たかやま調剤薬局	十日町市春日114	令和8年4月30日
松之山薬局本店	十日町市松之山1600番地	令和8年4月30日
相澤内科医院	上越市昭和町1丁目3番26号	令和8年4月30日
望月薬局 昭和町店	上越市昭和町1-3-3	令和8年5月1日
やすだ調剤薬局	阿賀野市保田1755-6	令和8年4月30日
田中歯科医院	佐渡市両津湊279	令和8年4月30日
坂上医院	胎内市本町3-29	令和8年4月30日
やよい調剤薬局	胎内市本町3-31	令和8年5月12日